

2026 年 8 月 13 日
日本郵便株式会社
信 越 支 社

長野県 ^{すがかわ}須賀川郵便局における郵便法違反のおそれ

信越支社（長野県長野市栗田 支社長 ^{はなおか としひこ}花岡 俊彦）受持区域内の須賀川郵便局において国際小包郵便物の不適正な取扱いが判明しましたので、お知らせします。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、お詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、社員指導を徹底してまいります。

1 発生局

須賀川郵便局（長野県下高井郡山ノ内町夜間瀬 8 9 2 9 - 9）

2 概要

2026 年 5 月 11 日（月）、行為者は、同月 7 日（木）に当該局で引き受けた国際小包郵便物が、サイズオーバーのため国際交換局から当該局に返送された際、差出人欄の連絡先が海外だったため、連絡することを諦め、規定サイズ内にするため、差出人の了承を得ないまま、本件郵便物を開披し、内容品を行為者が用意した 2 箱に入れ替えた上で、同月 14 日（木）に本件郵便物（2 箱）を再発送しました。

なお、会社の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開いた場合、郵便法第 77 条（郵便物を開く等の罪）に抵触する可能性があります。

※7/6 当該郵便物（2 個）はお届け済み

3 発覚の端緒

2026 年 6 月 3 日（水）、差出人兼受取人さまからお客さま相談センターに対して、本件国際小包郵便物が追跡サービス上で「返送」となっているがなぜか、と問合せがあり、同月 9 日（火）、行為者から同センターに「サイズオーバーで返送されたため、当該国際小包郵便物を開披し二つに分けて発送した」旨、回答があったことにより判明しました。

4 警察への相談

2026 年 8 月 4 日（火）、所轄の警察署に相談しています。

5 お客さま対応

2026 年 6 月 18 日（木）、お客さまに説明の上、お詫びいたしました。

6 その他

今般の事案を受けて、必要かつ適切な再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス指導の徹底に努めてまいります。

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 信越支社

郵便局支援・未来創造部（広報担当）

電話：（直通）026-231-2239